

ヲ目標トスル教育施策ヲ確立シ、就中社会教育ノ普及強化ヲ徹底シ又近年著シク頹廢セル道義ノ昂揚ヲ図リ、社会ノ進運ニ寄与セシムルコトガ肝要デアリマス。各位ニ於カレテモ社会教育ノ徹底ト道義ノ昂揚方策ニ関シ格段ノ御努力ヲ御願ヒ致ス次第デアリマス。

コ、デ衆議院議員選挙ノ執行等ニ付一言附ケ加ヘタイト存ジマス。現任衆議院議員ノ任期ハ明年四月二十九日ヲ以テ滿了致スノデアリマスガ、上述ノ趣旨ニ依リ、政府ハ現下ノ新事態ニ即応シ、成ルベク速カナル機会ニ之ガ総選挙ヲ行フコトヲ希望シ、過般來衆議院議員選挙法ノ根本的改正ヲ断行スル意図ヲ以テ準備中デアリマシテ、其ノ骨子ハ、選挙権ノ年齢及被選挙権ノ年齢引下ゲ、婦人参政権ノ実施、大選挙区制並ニ之ニ伴フ制限連記制ノ採用及選挙運動取締規定ノ徹底の簡素化等デアリマス。今回企図セラレテ居リマスル選挙法ノ改正ハ洵ニ憲法施行以來画期的ナモノデアリマシテ、之ニ基ク総選挙ハ現下ノ事態ニ鑑ミ極メテ重要ナル意義ヲ有スルモノデアリマスガ故ニ、之ガ適切公正ナル執行ニ万全ヲ期セラレ度イノデアリマスガ、殊ニ改正法施行後短時日ノ間ニ総選挙執行ノ運ビトナルヤモ図ラレマセンノデ、選挙執行上諸般ノ調査、準備等ニ付テハ、今ヨリ万遺漏ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

第二ハ国民生活ノ安定ト言フコトデアリマス。戦争ニ因リ破壊セラ

レタル国民生活ヲ速ニ安定セシムルハ喫緊ノ要務ト言ハネバナリマセン。特に食糧ノ問題ハ最も深刻デアリマシテ、正ニ国民ヲ飢餓ヨリ救ヒ得ルヤ否ヤト言フ岐路ニ立ツテ居ルノデアリマス。政府ニ於キマシテハ海外ヨリノ食糧ノ移入ニ関シ、連合国側ノ同情アル考量ヲ求メテ居ルヤウデアリマスガ仮令其ノ同意ガ得ラレマシテモ、船舶、見返物資等ノ関係モアリ、前途ハ決シテ樂觀ヲ許サナイ実情ニ在ルノデアリマス。政府ニ於テハ本問題解決ノ為ニ凡ユル手段ヲ講ゼラル、ト思ヒマスガ、国民ノ側ニ於テモ亦進ンデ協力シ、互ニ助け合ヒ、互ニ我慢シテ此ノ難局ヲ突破セナケレバナリマセン。

此ノ食糧問題ニ対処シテ努力スベキ主ナル方途ハ次ノ諸点ト存ジマス。第一ハ供出ノ促進デアリマス。第二ハ未利用資源ノ徹底の集収利用デアリ、第三ハ今秋播種スル麦ノ増産及ビ來春ノ馬鈴薯増産ニ最大ノ努力ヲ払フコトデアリマス。第四ハ水産物ノ増収ヲ図リ漁獲高ヲ徹底の増進スルコトデアリ、第五ハ耕地ノ開拓等デアリマス。先ヅ供出ノ問題ニ就キマシテハ今年ハ総合供出制度ヲ採ラル、コトナリ、米屑米麦類、諸類、雑穀ノ外各種未利用食糧資源ニ付テモ之ガ供出ヲ御願ヒ致スコト、ナリマシタト共ニ、民意ヲ尊重スル委員制度ヲ設ケ、又供出完了者ニハ其ノ必需物資ヲ特別配給セラル、見込デアリマス。

## 第1章 政治改革

此供出ノ問題ハ極メテ困難ナ事柄デアリマスガ、之ガ成否ハ直ニ国民全体ノ飢餓ノ問題ニ係ルノデアリマスカラ各位ニ於カレテハ、我が国民ノ伝統的精神デアル同胞愛ノ觀念ニ訴へ、生産者モ消費者モ共ニ食ヲ分チ合ツテ、此ノ難局ヲ突破スルヤウ、供出ノ完納ニ對シテ最善ノ努力ヲ払ハレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

尚此ノ際特ニ御願ヒ致シタイ事ハ今日ノ配給ノ実情ニ鑑ミ、出来得ル限り速ニ供出ヲ促進シ、又速ニ輸送シ得ル様特別ノ御協力ヲ御願ヒ致ス次第デアリマス。

未利用食糧資源ノ問題ニ付テハ、先ヅ此ノ秋ニ於テ集取シ得ル未利用資源ハ総テ之ヲ徹底的ニ掻キ集メル努力ヲ致サナケレバナリマセ

ン。  
例ヘバ、ドングリ、甘藷ノ「つる」及葉、澱粉粕、桑ノ殘葉、蝗、海藻其ノ他凡ユル食用化シ得ル未利用資源ヲ集取貯蔵スルコトガ必要デアリマス。而シテ之ガ処理、加工ノ為、各地方ニ乾燥設備、製粉機等ノ施設、又大都市ニハ製パン等ノ施設ヲ必要トシマスガ、之等ノ措置ハ目下政府及県ニ於テ努力中デアリマス。此ノ未利用資源ノ集取ニ付テハ、既ニ各位ノ御配意ヲ得ツ、アリマスガ、其ノ重要性ニ鑑ミラレ、所謂学校仕事トシテ委セ切ラズ、地方民ガ全力ヲ挙ゲテ、各地方時期ヲ逸セズ、之ガ集取ニ當リマス様格段ノ御骨折ヲ

御願致シマス。

次ハ今年度表及馬鈴薯ノ問題デアリマスガ之ガ收穫ノ豊凶ハ今年度ノ米穀需給ニ最モ大ナル影響ヲ与フルモノデアリマス。而シテ増収ノ根本ハ何トシテモ適期播種ト作付面積ノ確保デアリマス。愈々其ノ時期ニ差迫ツタ今日之ガ指導推進ニ付一段ノ御努力ヲ御願ヒ致シマス。

水産ノ確保ニ付キマシテハ戰時中減退シマシタ漁獲高ノ急速ナル増強ニ努メ、水産資源ノ充実ヲ図ルコトデアリマス。之ハ施設ヨロシキヲ得レバ必ズ相当ノ期待ヲ持チ得ルト存ジマス。

政府ニ於テハ漁船ノ急速ナル建造、燃料ノ充足、漁網ノ補給等ニ努力セラレツ、アリマスガ、関係地方ニ於テモ凡ユル施策ヲ講ジ、之ガ増産ニ付一層ノ努力ヲ致サル、様御願致シマス。

斯ノ如ク我ガ国民ガ此ノ食糧難ヲ突破スルニ凡ユル努力ヲ傾倒シテ始メテ打開ノ道ガ開ケルノデアリマシテ、之ヲ怠ツテ聯合國ニ對シテ輸入ヲ要請スルガ如キハ成リ立たヌコトデアリマス。

尚今後ノ問題トシテハ、食糧自給態勢ノ確立ヲ期スル為政府ニ於テハ、国内ニ殘サレタ未墾地ノ開墾、農地ノ改良及開拓ニ関スル大規模ナル開拓計画ヲ樹立シ、目下其ノ急速ナル実施ノ準備ヲ進メラレテ居リマス。之等ニ付テハ政府ノ具體的施策ノ通達ニ俟ツテ各位ト

モ御協議申上ゲタイト存ジテ居リマスガ、此ノ中、特ニ飛行場跡等直ニ耕地化シ得ルモノニ付テハ、別途急速ニ開拓スルコトニナリマシタノデ、関係市町村ニ於カレテモ特別ノ御推進御協力ヲ御願致ス次第デアリマス。

尚又魚類、野菜類等生鮮食糧品ノ配給ニ付テハ、政府ニ於テ近ク方策ヲ決定発表セラル、見込デアリマスコトヲ附ケ加ヘテ置キマス。然シソレマデハ、従来ノ方式ニ依ルコト勿論デアリマシテ、其ノ過渡期ニ於テ混乱ヲ生ジマセヌ様各位ノ御協力ヲ御願シテ置ク次第デアリマス。

コ、デ食糧其ノモノデハアリマセンガ、食糧問題ニ重要ナル関連ヲ有ツベキ蚕糸業ニ付テ申上ゲマス。蚕糸業ハ今ヤ全ク戦時中ト事情ヲ異ニシ、今日ハ多量ノ食糧輸入ノ為ノ支払物資ニ生糸ガ最大ノ役目ノ果スコト、ナルノデアリマス。従ツテ此ノ生産ハ即食糧ノ生産デアルノデアリマス。依ツテ政府ハ従来ノ桑園面積整理ノ方針ヲ一擲シテ、蚕糸業ニ二分ノ努力ヲ払フコト、ナリマシタ。各位ハ此ノ重要性ニツキ生産者ニ認識ヲ徹底セシメ、桑園ノ維持確保、其ノ能率ノ増進等、繭ノ増産ニ格段ノ御努力ヲ御願ヒ致シマス。

更ニ現下ノ国民生活ノ安定上、衣料、住宅其ノ他ノ生活必需品ノ逼迫モ之ヲ看過シ得ナイ状況デアリマシテ、此ノ現状ヲ緩和スルニ

必要ナ措置ニ付テハ、政府ニ於テモ凡ユル努力ヲ払ツテ居ル所デアリマスガ、各位ニ於カレテモ一段ノ御配意、御協力ヲ御願致ス次第デアリマス。

特ニ戦災地ニ於ケル住宅、寝具、衣類等ノ補給、所謂越冬対策ノ実施ハ、寸刻ヲ争フ焦眉ノ急務デアリマス。此ノ中、住宅ノ緊急建設ガ遅滞致シテ居リマスコトハ洵ニ遺憾デアリマス。其ノ理由ハ多々アルト存ジマスガ、主タル原因ハ木材集荷ノ不良デアリマス。政府ニ於テモ之ガ急速ナル出荷ヲ促進スル諸施策ヲ講ゼラレツ、アリマスガ、各位ニ於カレマシテモ特ニ御協力ヲ御願致ス次第デアリマス。尚、国民生活ニ大ナル関係ヲ有スル薪炭デスガ、寒冷ニ向フ節更ニ一層ノ御努力ヲ下サイマシテ所要薪炭□生産ヲ得ラレマスル様切ニ御願ヒ致シマス。

更ニ又、国民生活ノ安定上重要ナ問題ハ、悪性インフレーションノ防止デアリマス。現在ノ情況ガ更ニ昂進センカ、寔ニ慄然タラザラヲ得マセン。政府ニ於テハ、之ガ防遏ノ為各種ノ施策ヲ講ジ努力セラレツ、アリマスガ、就中貯蓄ノ増強ハ戦後寧ロ一段ト重要ナ事柄トナツテ參ツタト存ジマス。現下ノ国民生活ノ情況ニ於テハ、之ガ推進ニ甚ダ困難ナ部面ガアルコトハヨク察セラレマスガ、然シ夫々ノ実情ニ即シ、剴切妥当、而モ強力ナル貯蓄ノ推進ニ一層ノ御協力

アランコトヲ切望致シマス。

第三ハ戦災復興ノ問題デアリマス。戦災ニ因リ荒廃ニ帰シタル都市ヲ速ニ復興シ、再ビ平和産業ノ繁栄ヲ招来センガ為、官民一体トナツテ凡ユル努力ヲ捧ゲル必要ガアリマス。商工業方面ニ付キマシテハ民間経済人ノ自由ナル創意ト活潑ナル活動ヲ促シ、之ガ障害トナルガ如キ従来ノ経済統制ニ付テハ果敢ニ之ガ改廢ヲ行フ方針デアリマス。而シテ今後ニ於ケル我が国産業ハ主トシテ中小規模ノ経営型態ヲ以テ構成セラル、モノト認メラレマスノデ、此ノ間中小工業ノ健全ナル育成コソ我が国産業政策ノ根幹ヲ為スモノト考ヘラレマス。就中民生安定ニ必要ナル分野ニ付テハ、積極的ニ之ガ援助指導ニ当ラレンコトヲ望ミマス。

尚以上ノ諸問題ニ関連シ、傷痍軍人、軍人遺家族、戦災者及海外同胞引揚者ノ援護、復員ノ補導、失業対策、輸送力ノ強化、物価対策等緊急且困難ナル問題ガ山積シテ居リマスガ、之等ニ付テハ後刻御懇談致シタイト存ジマスガ、各位ニ於カレマシテハ、政府ノ施策ニ呼応シ、関係機関ト緊密ナル連絡ヲ保持シ、以テ適切ナル措置ヲ考究実行セラレムコトヲ希望スル次第デアリマス。

尚先般聯合軍ノ好意ニヨリ我陸海軍ヨリ聯合軍ニ引渡スベキ資材、補給品及裝備品ノ大部分ハ、民間救済用トシテ日本政府ニ交付セラ

ル、コト、成リマシタガ、我國民經濟ノ実情ニ鑑ミルトキ洵ニ感謝スベキ所デアリマス。之ガ本県ニ交付セラル、モノモ相当ノ数量ニナルト思ヒマスガ、目下各位ノ御協力ヲ願ツテ居リマス之等物資ノ保管ニ万全ヲ期セラレマスト共ニ、其ノ配分ガ決定セラレマシタ場合ニハ、最モ適切ナル方法ニ依リ迅速ニ措置シ、國民生活ノ安定及國民經濟ノ復興ニ資セシメラル、棟御配意ヲ願ヒマス。

今ヤ国内各地域ニ秩序整然タル聯合軍ノ進駐ヲ見ルニ至リ、國民亦安心ト信頼ヲ以テ之ヲ迎ヘマシタコトハ洵ニ御同慶ニ堪ヘマセン。各位ニ於カレテモ、進駐軍ノ諸般業務ノ遂行ニ対シ、誠意アル協力ヲ致サレ度イノデアリマス。

戦争終結ノ冷厳ナル事実ニ直面シ洵ニ万已ムヲ得ザルコト、ハイヘ、一般ニ志氣ガ今尚萎微沈滞シ、茫然自失ノ状態ニ在ルモノ少カラザル感ノアリマスコトハ洵ニ遺憾ナコトデアリマス。國民ノ奮起、協力ナクシテハ、各種ノ施策モ到底其ノ結果ヲ見ズ、平和新日本ノ速カナル再建モ望ミ得ザルコトハ明カデアリマス。各位ハ茲ニ思ヒヲ致サレ民心ノ興起ニ意ヲ用ヒラレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

最後ニ一言致シタイ点ハ、此ノ難局ニ処スル行政運営ノ刷新デアリマス。行政ノ運営ガ簡素迅速ヲ旨トスベキコトハ常ニ申サレテ居ル



所デアリマスガ、今日程之ガ必要ナ時ハナイト存ジマス。政府ニ於テモ今般行政整理ノ方針ヲ決定セラレ、行政各部門ノ機構ニ一大刷新ヲ加フルコト、セラレテ居リマスガ、各位ニ於カレテモ夫々ノ実情ニ即シ陣容機構ヲ簡素強力化スルト共ニ、常ニ新ナル工夫ヲ凝シ、敏速事ヲ処シ、皆其ノ努力ヲ倍加シ、以テ其ノ業績ヲ挙グルニ一段ノ意ヲ用ヒラレンコトヲ希望シマス。

前途ハ甚ダ遠ク今後ノ苦難ノ益々加重セラル、コト因ヨリ予想致サナケレバナリマセンガ、我々ノ努力ニ依ツテ必ず打開ノ道ヲ啓ク決意ノ下ニ、平和ト文化トノ新日本建設ニ邁進シ、以テ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ誓ヒタイト思ヒマス。

日夜職務ニ励精セラレツ、アル各位ニ対シ茲ニ深甚ノ謝意ヲ表スルト共ニ、向後更ニ一段ノ御奮闘ヲ切望シテ已マヌ次第デアリマス。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十年)箱根町役場蔵)

## 昭和二十二年県知事内山岩太郎の

### 年頭の辞

年頭の辞

神奈川県知事 内山岩太郎

私は只今日本放送協会の御厚意に依りまして日頃敬愛する二百万神

奈川県民各位に直接新年の御挨拶を申し上げ得ることを仕合せに存じます。何は兎もあれ皆様明けまして御芽出度う御座います。本年は昨年よりも幸福な年であることを希望して止みません。

昨年は寔に多難な年でありましたが分けても彼の四五月頃皆様に籠城の覚悟を御願ひした時のことを思ひ出しますと今でもぞつとするのであります。本年神奈川県は米の供出も極めて順調で年頭既に殆ど百パーセントに近づきつつありまして量に於てこそ尠いのですが努力の跡を見れば精神的にも物質的にも極めて立派な成績であると申すことが出来ます。此の際農民の皆様には特に御礼申上げねばなりません。此の成績を以て参りますれば生産県に参りましても自ら責任を果したと云う感じがありまして頗る心強い次第であります。

昨年の食料危機に当つて米軍の放出食糧が我々の饑餓を救つて呉れたことは私の終生忘れることの出来ない所でありまして私は茲に皆様と共に謹んで感謝の意を表し度いと思ひます。これから政府当局にも御願ひし又生産県の御好意にすがり何とか皆様を再び饑餓に陥れない様に致し度いものとひたすら念願してゐる次第であります。扱て本年は如何なる年でありませうか、敢て神奈川県とは申しません。日本に取つて実に重大な年であります。我々は先づ我々の現在の姿を顧みなければなりません。それが恰も不幸なる親が事業に大

失敗を演じ財産を費ひ果たし更に借金の方を残り近所隣にも顔向けの出来ない不始末の後を継いだ息子の如きものであることをしじみみと考へねばならないと思ひます、此の家を再興する為には先づ近隣の信用を恢復せねばなりません、此の跡取り息子は親父とは違つて律義者であり働きの者である、夫婦仲もよければ子供も可愛い良い子である、彼れ程一生懸命に働きの親の名譽恢復をやつてゐるのだから親が悪かつたからと言つて此の上責めることは可愛想である、無理である、彼には寧ろ同情すべき家名再興には進んで加勢してやるがよいと云はれる様にならねば駄目だと思ひます、諸君、私は本年は重大な年だと申しましたが、本年こそ日本人が真に「ポツダム」宣言の忠実なる履行に依つて民主的平和と日本建設の確實なる証拠を全世界に見せねばならぬ時であります

交戦権をも放棄した日本国民は丸腰でも立派に世界に立つて行くこと云ふ新しい大きな理想を持ち何ら秘す所なく虚心坦懐に且つ謙讓な氣持を以て国際社会に再出発する大覚悟を如実に示さなければならぬ年であります、これから次々に行はれる地方選挙には政党政派の如何を問はず有権者の総てが挙つて投票に参加しなければならぬ。今後の政治は人任せではいけません、国民の一人一人が責任を持たねば駄目であります

政治の闇取引は過去のことであり、若し我々が真剣に自分の権利を行使しないならば必ず少数者の暗躍と横暴を来し遂に少数独裁となり我々は内心不平を懐き乍ら飛んでもない泥田に引込まれることを覚悟しなければなりません、今後数ヶ月間に行はれる数種の選挙は昨年の衆議院議員総選挙にも勝り日本国民の文化の程度と民主的政治能力の有無とを世界に示す具体的な出来事であることを銘記しなければなりません

日本は敗戦の結果老大な賠償を支払はねばなりません、これは我々の目前に迫つた問題であります、次に来るものは聯合國との平和条約であります、我々は一昨年無条件降服したのであります、しかし私が先に例を以て申上げました現在の日本国民の立派な跡取り息子であるか又は親に似て困つた息子であるかに依つて此の条約の時期も条件も随分変化し得るものと私は確信するのであります

私は二百万神奈川県民は申すに及ばず八千万日本国民に対し諸君は今こそ全国民が外交官になつた積りで外国に対し総ての者が責任を感じ此の一年を有意義に暮さねばならないと申上げ度いのであります

我々は今何よりも物が欲しい、お金否紙幣をいくら沢山握つて見ても之を使へば結局物価を釣上げるばかりでありますやう、前世界大

戦の後欧州大陸を襲つた「インフレ」の波が如何に恐ろしきものであるかは我々日本人もよく考へねばならない所であります

我々は何よりも先づ物の生産に全力を傾注し紙幣を要求する前に物価を下げろと要求すべきではないかと考えます

我々は衣食住は素より毎日の燃料にすら困つてゐる。特に戦災者引揚者復員者遺族等のことに思ひ致せば唯々胸が迫まる計りであり、私は知事として県民の皆様に申訳なく誠に御気の毒に堪へない皆様のお協力と御鞭撻に依つて今後共凡ゆる努力を致し度いと念願して居りますが皆様も何卒困苦窮乏に堪へ頭張つて下さい

県民諸君、世界史上未曾有の大戦争に凡ゆる犠牲を払つた日本国民は年頭に当り悲壮なる覚悟を新にせねばならない、我々の愛する国家の再建は前途遼遠にして且つ極めて苦しいものと此の年の初めに於てよく／＼観念しなければならぬ。それは一家の再興に勝るとも決して劣らぬ決心と努力を要するからであります。私は苦しい中にも希望に満ちた此の芽出度の新年を迎ふるに当り二百万神奈川県民諸君が夫々の御家庭に於て隣組に於てそして村でも町でも共に仲よく相倚り相助けて元気で此の一年を働き我等の愛する日本国家の再建に精進出来ます様心静に御祈りするものであります。(終)

(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)

## 二〇 旧日本軍隊の軍需品の無断持出等注意の

### 件通達

#### 隣組回報

昭和二十年八月三十日

足柄下地方事務所  
小田原警察署  
仙石原村役場

#### 軍需品ノ無断持出シ方ニ対スル注意

今回当村駐屯軍ガ急遽撤退ニナリマシタノデ従来之等駐屯軍ガ管理シテ居マシタ軍需品ニ対スル監視ガ手薄ニナリマシタノヲ機会ニ各所ニ格納又ハ集積サレテキタ火炮及附属品等ノ危険物ヲ軍需用品等ト共ニ無断デ運ンダ方ガアリマス  
火炮類ハドウイフ拍子デイツ爆発スルカ判リマセンノデ非常ニ危険デス又子供達ガ悪戯ニ持出サレタ向モアリマス 隣組員オ互ニ注意シ合ヒ直チニ返サレル方ハ罰セラレマセンカラ大至急最寄りノ警察署(駐在所)及役場ニ返ス様ニシテ下サイ

一人ノ不注意カラ之等ノコトガ原因シテ思ヒガケナイ不祥事ヲ惹起シナイトモ限リマセンシ、ソレガ為ニ私達同胞ノ多数ノ方々ニ迷惑ヲカケル結果トモナル虞レガアリマスカラ私達国民ハ飽ク迄大日本帝国々民トシテノ矜持ヲ保ツテ御聖旨ヲ奉戴シ御協力ヲ御願ヒ致シ

第1章 政治改革

マス

尚秘匿シテ居ル疑ノアル家、場所ハ、警察署、憲兵隊ニ於テ家宅捜索ヲ行ヒマス 発覚ノ場合ハ嚴罰ニ処セラレマスカラ予メ御注意下サイ

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十年)箱根町役場蔵)

二 旧戦力増強関連企業の転用および金属回

収に関する善後措置の件通牒

二十中経発第二六六三号

昭和二十年十二月十四日

神奈川県中地方事務所長

北秦野村長殿

戦力増強企業整備ニ伴フ工場ノ転用及金属回収ニ関スル

善後措置ノ件

昭和十八年六月一日閣議決定戦力増強企業整備基本要綱ニ基ク首題ノ件ニ関シテハ終戦後ノ新事態ニ対処シ民需産業ノ復興ニ即応シ且之ヲ促進スル如ク左記要領ニ依リ措置相成ルベキ旨其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候条右御了知ノ上之方実施ニ遺憾無キヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

追而金属類回収令ハ今般十月二十四日附ヲ以テ廃止セラレタル

ニ付了知相成度

尚工場及金属設備ノ転用ニ関シテハ地方総監ニ権限委譲シアリタルニ付□□本要領ニ基キ地方総監ニ於テ現ニ手続継続中ノモノト共ニ意見ヲ付シ地方長官ニ廻付相成度申添候

記

戦力増強企業整備ニ伴フ工場転用及金属類ノ回収ニ関スル善後措置要領

一方針

昭和十八年六月一日閣議決定戦力増強企業整備基本要綱ニ基ク戦力増強企業整備ニ伴フ工場ノ転用及金属ノ回収ニ関シテハ終戦後ノ新事態ニ対処シ民需産業ノ復興、復興ニ即応シ且之ヲ促進スル如ク左ノ要領ニ依リ善後措置ヲ行フモノトス

二 要領

(一) 企業整備ノ実施ニ関スル措置

(1) 企業整備計画ノ樹立並ニ既定ノ計画ニ基ク企業整備ノ実施

ハ昭和二十年八月十五日ヲ以テ之ヲ打切ルコト

(二) 転用工場ニ関スル措置

1 工場(工場又ハ事業場ニ於ケル土地及建家トシ金属設備ニ属スルモノヲ含マズ以下同ジ)ニ関スル廃止ノ区分決定ハ八

月十五日以降之ヲ行ハザルコト

八月十五日以降右ノ区分決定ヲ行ヒタルモノアルトキハ速力ニ之方□□ヲ行フコト

2 八月十五日以前ニ於テ廢休ノ区分決定アリタル工場ニ関スル措置ハ左ニ依ルコト

(イ) 八月十五日迄ニ転用工場トシテ区分決定無カリシモノニ付テハ爾後転用工場トシテノ決定ハ之ヲ為サザルコト

(ロ) 八月十五日以前ニ於テ転用工場トシテノ区分決定アリタルモ具体的転用先未決定ナルモノニ付テハ速カニ転用工場ノ区分ヲ解除スルコト

(ハ) 八月十五日以前ニ具体的転用先ノ決定シタル転用工場中  
 転用ヲ受ケタル事業者ニ於テ之ガ処分ヲ為サントスルモノ  
 及工場設備等未設置等ノ事情ニ在リ未ダ操業ニ至ラザルモノ  
 ノニ對シ転用前事業者ニ於テ返還希望アリタルトキハ優先  
 のニ之ヲ返還セシムル如ク指導スルコト

三 金属設備ニ関スル措置

金属設備(工場又ハ事業場ニ於ケル機械器具及金属ヲ主体トスル  
 工作物等ニシテ金属類回収令ニ依ル回収ノ対象タリ得ベキ種類ノ  
 設備トス)ノ供出ニ関スル措置ハ左ニ依ルコト

1 行政官庁又ハ統制団体ニ於テ行フ金属設備ノ供出決定通知ハ

八月十五日以降之方行ハザルコト

八月十五日以降右ノ決定通知ヲ行ヒタルモノアル時ハ速力ニ之ガ取消ヲ行フコト

2 金属設備ニシテ供出設備(産業設備宮团若ハ国民更生金庫ニ讓渡セラルタル設備又ハ此等ノ機關ニ對シ讓渡ノ申立若ハ処分委託アリタル設備並ニ右ノ機關ニ供出スベキコトニ行政官庁又ハ統制団体ニ於テ決定ノ上通知アリタル設備ヲ謂フ以下同ジ)タルモノニ付テハ

(イ) 撤去解体方着手済ナルモ原状回復容易ナルモノニ付テハ能フル限り撤去解体ヲ中止スルコト

(ロ) 相当程度撤去解体ニ着手済ニシテ原状回復困難ナルモノニ付テハ撤去解体ヲ続行スルコト

3 供出設備中撤去解体未着手ノモノ及前号(イ)ニ該当スルモノニ付テハ讓渡ノ申込者若ハ処分ノ委託者ヲシテ讓渡ノ申込撤回若ハ処分ノ委託ノ解除ヲ為サシムル如ク措置スルコト

但シ供出者ニ於テ依然産業設備宮团若ハ国民更生金庫ヘノ讓渡ヲ希望スルモノアルトキハ昭和二十年十一月三十日迄ニ右機關ニ其ノ旨出テシムルコト

4 産業設備営団、国民更生金庫及金属回収統制株式会社ノ保有

(此等ノ機関ニ譲渡アリタルモノ引取未済ニシテ供出者ノ事業場

ニ残置セラレ居ルモノヲ含ム)ニ係ル供出設備ニ付テハ当該設

備ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ其ノ指示ニ依リ転用ヲ行

フモノトス

右ノ転用指示ハ概ネ左ニ掲グル者ニ対シ優先的ニ為サザルモノ

トス

同一業種ニ属スル空襲罹災工場

当該設備ノ供出者ニシテ転廢以前ノ事業ニ復元セ□□ル者

現ニ金属類回収令施行規則別表甲号ニ掲グル事業ヲ営ム者

5 既ニ転用決定シタルモ転用ヲ受ケタル事業者ニ於テ未設置ナ

ル金属設備又ハ設置済ナルモ差当リ之ヲ使用スルノ計画ナキ金

属設備ニ対シ転用前ノ事業者ニ於テ返還希望アリタルトキハ優

先的ニ之ニ返還セシムル如ク指導スルコト

備考

一 産業設備営団ニ供出アリタル遊休工作機械、自動車、設備

動員機械及未稼働重要物資ニ付テハ本要領ニ準ジ措置スルコ

ト

(北秦野村役場「庶務書類」(昭和二十年) 秦野市役所蔵)

### 二 戦時補償打切の件通達

回覧板

小田原税務署  
仙石原村役場  
金融機関

戦時補償打切りニ関スル御知ラセ

一 戦時補償特別措置法ノ説明

政府ハ去ル議會デ協賛ヲ得タ戦時補償特別措置法ヲ去ル十月卅日ニ

施行シマシタ、此レハ所謂軍需補償ヲ打切ルバカリデナク皆様ノ持

ツテキラレル戦争保険ヤ企業整備ヤ強制疎開等ノ特殊子金等モ打切

ラレルコトニナリマスノデ皆様ノ財産ニ重大ナ関係ガ御座イマス

二 戦時補償トシテ打切ラレルモノ

1 戦争保険契約ニ依ツテ設ケラレタ特殊子金

2 企業整備ノ特殊子金

(政府特殊借入金債務者特殊借入金ヲ含ム)

3 強制疎開ノ特殊子金(右ニ同ジ)

三 打切ラレル人

法律ノ施行ニナツタ十月卅日現在デ此等ノ特殊子金等ヲ持ツテキ

ル人、從ツテ他人ノ特殊子金ヲ讓受ケタ人

貸金ノ弁済トシテ受取ツテ持ツテキツタ人モ打切ラレマス 然シ打切ラレタ人ハ譲渡シタ人ヤ借金ヲ返済シタ人ニ打切ラレタ分ダケ請求スルコトガ出来マス

四 基礎控除

此等ノ特殊予金ハ全部打切ラレテシマフ訳デハナク左ノ金額ダケ皆様ノ手許ニ残リマス

1 戦争保険〔ノ特殊予金〕(法人ノ場合) 一請求権一百万円  
〔強制疎開〕(個人ノ場合) 総額 五百万円

2 企業整備ノ特殊予金〔法人共〕 総額 五百万円

説明

戦争保険ノ一請求権ト云フノハ一ツノ保険契約デ一回事故ノ場合受取ル保険金額デス、家族ノ中ニデモ名儀ノ異フ時ハ別々ニ五万円ツツデスガ相続人ト被相続人ノ分ハ合算シテ計算シマス

戦争保険、強制疎開デ五万円マデ残ツタ方ハ企業整備ノ方ハ全額打切ラレマス、五万円ニ足りナイ時ハ足りナイ分ダケ企業整備ノ方カラモ残リマス、即チ合計シテ数十万円ノ特殊予金ガアツテモ五万円ダケシカ残リマセン 但シ法人ノ戦争保険強制疎開ノ特殊予金ハ、十請求権マデアレバ十万円残リマス

五 申告

前ニ述ベタ基礎控除ヲ受ケテ許サレタ範囲ノ特殊予金ヲ手許ニ残スニハ政府ノ定メタ日マデニ手続ヲシナクテハナリマセン 其ノ手続ハ

特殊予金ヲ預ケテイル銀行ヤ信託会社ヘ行ツテ所定ノ申告書ニ書込ンデ提出スルノデス

各所ノ銀行ニアル時ハ各銀行毎ニシマスガ基礎控除ハ一人デ幾口アツテモ五万円マデデス(法人ノ場合十請求権アレバ十万円マデ) 申告スル期限ハ『十一月三十日』マデデス

企業整備ヤ其ノ他デ当然特殊予金トナルベキモノヲ特殊予金ニシナイデ銀行ノ借金ヲ返シタ人モ返済シタ銀行ニ申告ガ必要デス 終戦後此ノ法律ガ施行ニナルマデ特殊予金等ヲ払戻シテ銀行ノ借金ヲ返済シタ銀行ニ申告シナクテハナリマセン

六 申告ノナイ時

基礎控除ハ申告シタ人ニダケ認メラレマスノデ十一月三十日迄ニ申告ノナイ方ノ特殊預金ハ申告スレバ当然手許ニ残ル金額デアツテモ金額ノアツテキル銀行ガ国家ニ納入シテシマヒマスカラ異々モ御注意下サイ

七 残ツタ特殊予金

申告シテ残ツタ特殊予金ハ封鎖予金トナリマス

其ノ他種々細カイ事ヤ不明ノ点ハ最奇ノ銀行カ稅務署ニ御問合せ  
下サイ

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

二三 昭和二十一年度開拓増産隊要綱概要

昭和二十一年度開拓増産隊要綱概要

一 目標

帰農セントシテモ耕ス土地ノ無キ人ノ為ニ開墾地ヲ斡旋シ中

堅農家ノ創設ヲ目標トス

二 隊員資格

(イ)農家ノ二、三男、復員者、疎開者等ニシテ年令十八才以上

三十才以下ノ者ナルコト(可成独身者タルコト)

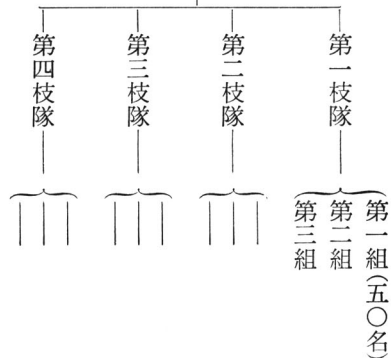
(ロ)心身健全ニシテ集団生活ニ耐ヘ得ル者

三 農家創設マデノ訓練

1 編成 五〇名ヲ以テ一組、三組ヲ以テ一枝隊トシ左ノ通りト

ス

神奈川県開拓増産隊



2 訓練(一ケ年間)

右編成に依リ県立修練農場(高座郡有馬村) 県農事講習所(足柄上郡中井村)ニ於テ基礎訓練ヲ実施シ後ハ各枝隊各組毎ニ県内外ノ開墾地、土地改良事業等ニ協力シツツ農業技術、農事諸般ノ修得ヲ企ルモノトス

3 期間ハ昭和二十一年四月上旬ヨリ昭和二十二年三月末日迄一ケ年トス

4 訓練修了後ハ各組毎ニ県内県外ノ適地ニ入植ヲ行フモノトス  
5 入植後各農家創設ニ付テハ、伐採材木ヲ以テ開拓隊中ノ建築



四 給与

隊ニ於テ家屋ヲ建築農具、家畜等県ニ於テ斡旋ノ予定

1 手当 一人当月六〇円程度支給ス

2 食糧 移動証明ニ依ル規準配給ノ他不足分ハ県ニ於テ加配ス

3 衣類 作業衣、地下足袋、等ハ期間中ニ支給ノ予定

4 農具 県ニ於テ準備ス

五 申込順序

各居住地ノ市町村役場又、地方事務所ニ四月五日迄ニ申込ノコ

ト

(比々多村役場「雑書類」(昭和二十年)伊勢原市役所蔵)

二四 神奈川県下の食糧情報第四報

昭和二十一年五月二十日現在

神奈川県食糧情報(第四報)

神奈川県

目次

一 概説

二 供出状況

三 県外搬入状況

四 配給状況

五 今後ノ見通

六 県民ノ動向

七 緊急措置要目

神奈川県食糧情報 第四報 (五月二十日)

一 概説

本県ノ食糧事情ハ益々逼迫ノ度ヲ加ヘツ、アリ乃チ現在一日当平均所要量三、九〇〇石ニ対シ五月中(五月十五日迄)ノ県外ヨリノ搬入量ハ一日平均僅カ四五〇石程度ニシテ政府ノ庫物払下ヲ加フルモノ、〇〇〇石ヲ出デズ所要量ノ約五〇%程度ナリ其ノ結果ハ欠配ハ日々累加持續サレ民心ノ不安動揺ハ愈々顕著トナリツ、アリ県ハ配給所要量ノ確保ニ付テハ県内、県外ニ対シ凡ユル方途ヲ講ジツ、アルモ現在ノ情勢下ニ於テハ殆ソド好転ノ曙光ヲ見出スコトヲ得ズ政府ニ於テ局面打開ノ施策ヲ講ズルニ非ラザレバ消費都市ハ正ニ饑餓ニ類スルニ到ルベシ而シテ県下ノ供出状況ハ漸次上昇シツ、アリテ五月十日現在米雑穀ニ在リテハ一〇〇%突破ノ好成绩ヲ挙グルコトヲ得タリ尚又県下各地ニ隣保相助ノ精神燃ヘ所謂同情米ノ抛出ニ依リ同胞相愛ノ美風漸ク顕ハレ挙県一致食糧危機突破ニ邁進スル氣構横溢シツツアリ

第1章 政治改革

二 供出状況

農家ノ供米状況ハ屢報ノ通り農家ノ時局認識ト関係諸機関、団体等ノ懸命ナル努力トニ依ツテ漸次上昇シ五月十日現在ニ於テ左ノ如ク米雜穀ニ在リテハ一〇・四%ノ好成绩ヲ挙グルニ至リタリ

区分	割当量		供出量	比率
	当初	改訂		
米及雜穀	一三一、〇〇〇石	一三一、〇〇〇石	一〇〇・四%	
生甘藷	一〇、〇〇〇	一、五三一	一五・三	
計	一四一、〇〇〇	一三三、〇三〇	九四・三	

而シテ未利用資源ニ於テハ当初ノ計画ニ多少無理ノ点ガアリタラコト及収穫時期等ノ關係上五月十日現在ニ於テハ左ノ如キ甚ダ不良ナル成績ナルモ是ハ五月中旬以降採取サルベキ海藻類ニヨツテ

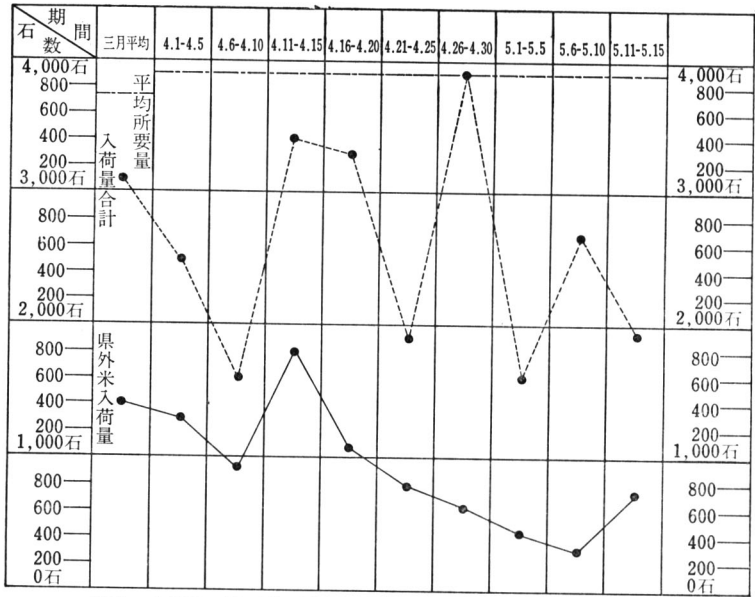
区分	割当量		供出量	比率	
	当初	改訂		当初割当量ニ対シ	改訂割当量ニ対シ
澱粉	四、〇〇〇石	四、〇〇〇石	三五・五	九〇%	
海藻類			一五		
其他			三・三		
甘藷・芋			三・三		
桑残葉落花生葉			三・三		
計	四、〇〇〇	一三、〇〇〇	三六・六	九〇	二九・六

相当(約米一〇、〇〇〇石相当量)ノ成績ヲ挙グベク目下銳意努力中ナリ

三 県外搬入状況

県外ヨリノ搬入状況ハ左表ノ通り四月中旬ヲ最頂点トシ以來漸次減少ノ一途ヲ辿リツ、アルガ五月中旬ニ於テハ稍々好調ヲ示セルモ所要量ニ対シテハ依然トシテ五分ノ一程度ヲ充シ得ルニ足ラズ而シテ今後ノ入荷見通シハ左表ノ如クシテ知事始メ各部長並市長、市議員、工場代表者、一般消費者代表等数次ニ亘リ各産地ヲ訪問懇請シツ、アルモ甚ダ悲觀的ナリ

區別	四月ノ計画ニ依ルモノ		五月分計画	
	計画量	入荷予想	計画量	入荷予想
秋田	八、一〇〇石	未ダ出荷指図書發行スルニ至ラス	一〇、〇〇〇	—
山形	—	—	一〇、〇〇〇	—
新潟	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	—
千葉	一〇、〇〇〇	不敷取四、〇〇〇 残量ハ相当遅レン	二〇、〇〇〇	—
滋賀	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
三重	—	—	五、〇〇〇	五、〇〇〇
愛知	—	—	五、〇〇〇	—
計	二八、一〇〇	—	六〇、〇〇〇	五、〇〇〇



県外産米搬入状況

備考 入荷量ハ五日間の平均数量ヲ示ス

四 配給状況

五月十七日現在ノ地区別配給状況ヲ示セバ左表ノ通りニシテ欠配ハ日々ニ悪化シ都市ハ平均一〇・四日長キハ十三日ニ及ブモノア

(註) 総入荷量ハ県食糧営団ノ入荷量(二六三、四八二石)ノミナラズ政府ノ庫入、直売ノモノ等本県内ニ搬入サレタル政府輸送ノモノ一切ヲ掲記ス

県別	搬入計画	総入荷量	比率%
秋田	一一〇、〇〇〇石	一一〇、四七一	九二・二
山形	一二〇、〇〇〇	八八、六五一	七三・九
宮城	四〇、〇〇〇	二九、三九四	七三・五
新潟	五〇、〇〇〇	九、六六二	一九・三
栃木	二〇、〇〇〇	三九、五〇一	一九七・五
千葉	四〇、〇〇〇	一〇、一五六	二五・四
三重	二〇、〇〇〇	一七、八三四	八九・二
滋賀	五、〇〇〇	三、五二二	七〇・二
其ノ他	一、〇〇〇	一九、七八二	一九七八・二
計	四〇六、〇〇〇	三一九、九六三	七八・八

尚十一月以降五月十七日迄ノ各県別総入荷量ヲ示セバ左ノ通りナリ

第1章 政治改革

リ郡部ニアリテモ平均五・六日ニ及ブ而シテ食糧営団ノ手持米若干アルモ欠配分ニ補充スレバ皆無トナルノミナラズ遊二一三、一  
九八石約三日四分ノ不足ヲ生ズル状態ニ在リ

地区別	一日平均		欠配状況	営団在庫量	営団在庫量ヲ以テ欠配分ニ補充シタル場合(△ハ不足)
	給要配量	欠配量			
横 浜	一、四〇五石	一五、六〇〇石	一〇・八日	六、七六六石	△八、八三三石
川 崎	四〇五	三、一五三	七・〇	一、一六三	△一、九〇六
横 須 賀	七六六	九、〇八八	二・〇	一、一四六	△七、九四三
平 塚	五三三	一、九九九	三・四	(加工中) 六、二〇〇 二、五三三石	四、三三三
小田原	三四五	一、八三〇	五・四	五、六二一	三、四四四
北 相	二六六	二、九六六	一〇・〇	八九三	△二、〇六六
計	三、六〇〇	三、四、六四七	八・九	(加工中) 二、二、四四九 一、七三三石	△二、三一九

(註) 右ノ外政府直接割當ノモノ復員船用等ノモノ一日平均二〇〇石ノ所要アリ

配給凹凸ノ是正ニ付テハ屢報ノ如ク食糧営団ヲシテ常ニ努力セシメツ、アリ

五月十八日より同二十四日迄ノ七日間ノ需要計画ヲ樹ツルト左ノ通りニシテ約九日間ノ欠配ハ免レザル結果トナル

(一) 需要量 六一、九四七石

欠配補充分 三四、六四七石 (實際ノ欠配量)

期間中所要量 二七、三〇〇石 (一日平均三、九〇〇石ノ七日分)

(二) 供給量 二七、九六〇石

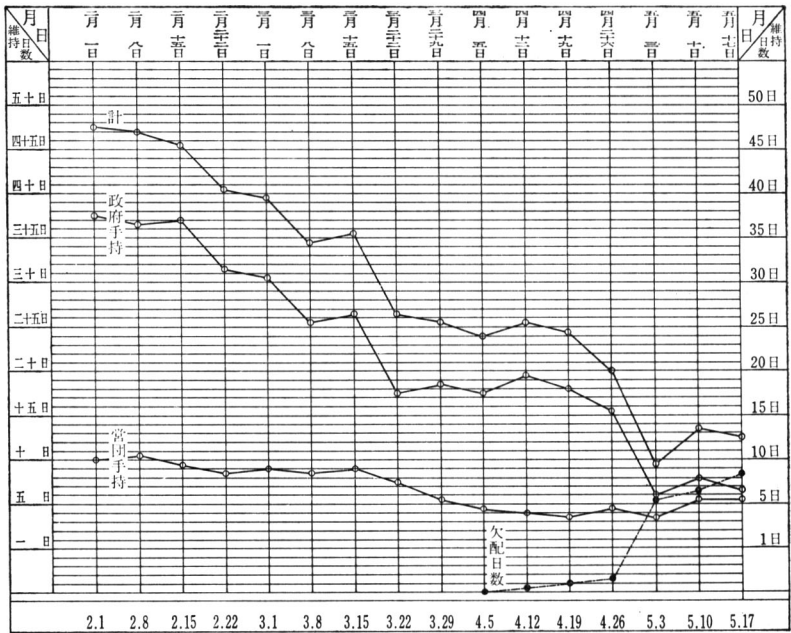
営団保有量 一九、七一八石  
(二一、四四九石中目下加工中ノ玄蕎麥玄粟等一、七三二石ヲ除ク)

県外廻着米 三、二二〇石  
(現在ノ廻着状況ヨリ推シ一日平均四六〇石ヲ予定ス)

政府払下 五、〇二二石  
(玉蜀黍九〇〇石 小麦  
粉一、四四二石 玄小  
麦二、五〇〇石 脱脂  
大豆一八〇〇石)

(三) 差引不足 三三、九八七石 (八日八分ノ欠配トナル)

尚五月十七日現在ニ於テ政府(農林省横浜食糧事務所)並ニ県食糧営団ノ在庫量ニ依ル維持日数ト欠配日数トヲ「グラフ」ヲ以テ示セバ左表ノ如クニシテ欠配量ヲ補充スレバ政府及営団ノ保有量ハ僅カニ三日間ヲ維持スルニ足ラザルナリ



備考 一日平均所要量ヲ左ノ通トシ維持日数ニ依リ示ス

二月 三、五〇〇石 三月 三、七〇〇石

四月 三、九〇〇石 五月 三、九〇〇石

五 今後ノ見通

第三報記述ノ当時ト略同様ノ見通シニシテ政府保有食糧(二六、九三三石中直チニ払下可能ノモノハ約一、五〇〇石)農家ノ供米未利用資源ノ供出並隠匿食糧等ノ調査摘発等ニ依リ或ル程度ノ数量ヲ確保シ得ルモ其ノ量タルヤ総需要量ニ対比スレバ極メテ微々タルモノナルヲ以テ如何ニシテモ県外ヨリノ搬入米ニ期待ヲ懸ケザルヲ是ズ而シ乍ラ各産地ノ情況ヲ詳サニ観ルニ既ニ出荷指図アリタルモノト雖尋常ノ手段ニテハ容易ニ入手困難ト謂フ甚ダ芳シカラザル実情ニ在リ仍テ県ハ従来ノ方針ヲ或程度変ヘテ本省ノ了解ノ下ニ積極的ニ見返物資ノ活用等ノ方法ニ依リ強引ニ入荷促進ノ対策ヲ講ズルコト、セリ然レ共現在ノ狀況ヲ以テスレバ本月下旬以降ノ需給計画ノ樹立ハ殆ンド不可能ノ状態ニ陥リツ、アリ

六 県民ノ動向

欠配ノ全般の且長期トナルニ伴ヒ消費大衆ノ不安動搖ハ愈々増大シ集团的、示威的行動ハ日々熾烈トナリツ、アリ特ニ工場勞務者ノ大衆行動、中小都市ノ理事者、市會議員等ノ陳情者ノ数夥シク

増加シツ、アルハ消費者ガ真ニ困窮ノ度ヲ加ヘツ、アルコトヲ如  
 実ニ物語ルモノト思料サル、是等ノ陳情者ノ中ニハ食糧問題ヲ口  
 実ニ単ニ政府官憲等ヲ非謗攻撃シ破壊的ノ言辞ヲ弄スルニ終始ス  
 ルモノアルモ概ネ真劍ニ食糧危機ノ真相ヲ知り食糧ノ確保又ハ配  
 給ノ改善ニ協力シ官民共ニ此ノ難関ヲ突破セントスル氣構ノモノ  
 多キコトヲ観取サル県ハ是等ノ陳情者ニ対シテハ努メテ其ノ真相  
 ヲ語り正確ナル認識ノモトニ行動セシムルヤウ配意シツ、アリ  
 又最近ノ顕著ナル傾向トシテハ都鄙ヲ通ジテ自發的ニ町内会、隣  
 組等ノ単位ニテ相互扶助ノ精神ニ基キ所謂同情米、同情金等ノ拠  
 出ニ依リ隣保相扶クルテウ美風漸ク起リツ、アルハ蓋シ本県民性  
 ノ醇豊ナルコトヲ示セルモノトシテ特記ス

七 緊急措置要目

曩ニ四月二十一日食糧対策トシテ緊急措置要目ヲ決定シ夫々実施  
 シツ、アルモ食糧事情ノ緊迫化ニ伴ヒ更ニ新ナル措置ヲ講ズルノ  
 必要アリ、五月十九日左ノ如ク其ノ要目ヲ追加決定シ急速且強力  
 ニ実施スルコト、ナリタリ

- 一 農家ニ対シ保有食糧ノ積極的供出ヲ求ムルコト
- 一 町内会、隣組等ヲシテ消費生活者間ノ相互扶助ノ方途ヲ講ゼ  
 シムルコト

- 一 見返リ物資ニ依リ県外産米ノ搬入促進策ヲ講ズルコト
- 一 隠退蔵食糧ノ徹底的調査ト摘発ヲ断行スルコト此ノ場合口民間  
 人ノ協力ヲ求ムルコト
- 一 未利用資源殊ニ野草類ノ採取ヲ積極的ニ実施スルコト
- 一 農産物ノ増産運動ヲ急速ニ展開スルコト殊ニ戦災空地ノ利用  
 ヲ図ルコト
- 一 生鮮食糧品(魚類、青果物)ノ積極的集荷配給ヲ為スコト
- 一 横浜、川崎、横須賀等都市ニ在リテハ人口ノ再疎開ヲ実施ス  
 ルコト

四月二十一日決定ノ緊急措置要目ノ処理状況ヲ記スレバ左ノ如シ

決定事項	処理状況	備考
第一 供出並搬入促進ニ関スル 措置 1 米雜穀割当量(一三一、 〇〇〇石)ノ供出完遂	四月三十日現在供出成 績 一三一、四九二石 一〇〇・四%	
(4)種甘藷ノ供出(生甘藷供 出済ニ対スル措置ト関連 処置スルコト)	四月三十日現在供出成 績 一、五二八石 一五・三%	種甘藷ノ供出 ハ割当ヲ了シ 供出準備中
(5)供出未完了者ニ対スル強 權發動		
第一次 第二次	四月十九、三十日執行	目下準備中

<p>2 未利用資源ノ活用                  (イ)海藻類当量(一二、〇〇〇石)ノ供出完遂                  (ロ)既供出資源(三、〇〇〇石)ノ食糧化促進                  (ハ)製粉工場ノ充実強化                  ○小型製粉工場設置許可權ヲ地方事務所長ニ移管                  (ニ)加工々場ノ整備援助                  (ホ)粉食協会ノ積極的活動促進</p>	<p>五月十八日供出促進進班ヲ編成目下促進中                  パン、餅、麵等ニ加工シ勞務加配トシテ配給(配給量約八〇〇石)                  目下事務手續中                  日粉、日清両工場ニ対シ協力中                  指導中                  罐詰配給ニ付準備中                  食糧情報ノ送付                  実行中                  四月下旬以降逐次知事各部長、三市長、県議消費者代表等産地懇請</p>
<p>3 代替食糧ノ拡充検討                  4 県外産米ノ搬入促進                  (イ)本県食糧事情ノ適確ナル報道連絡                  (ロ)県、市、営団員ノ産地臨時駐在                  (ハ)搬入要請ニ官民有力者ノ派遣</p>	<p>週報並食糧情報提出                  第一回四月二十三日開催                  知事、部長等常時懇請</p>
<p>5 進駐軍ニ対シ援助要請                  (イ)食糧事情ノ常時連絡報告                  (ロ)進駐軍幹部ヲ中心トスル官民懇談会ノ開催                  (ハ)移入小麦粉類ノ配給懇請</p>	<p>無籍ノモノ六、一〇二石                  計 一三、六二〇石</p>

<p>第二 消費規正等ニ関スル措置                  1 消費規正                  (イ)業務用ハ□弁ノミ存置他ハ全廃                  (ロ)勞務加配米ノ圧縮                  (ハ)警察応急米ノ対象制限取                  扱改訂                  2 幽霊人口ノ一斉調査                  3 料理店、飲食店ノ主食販売禁止                  4 旅行者外食券ニ依ル営団直売禁止                  5 聯合軍引継食糧並ニ無籍米ノ急速処理                  6 主食保有者供出又ハ配給辞退ノ勸奨                  ○消費者ノ保有米供出勸奨                  ○農家保有米ノ供出並配給</p>	<p>五月分ヨリ実施                  (縮減量 一六〇石)                  四月分ヨリ約四割縮減セリ(縮減量 一、五〇〇石)                  五月七日ヨリ全廃                  (削減量月三〇〇石)                  実施中                  四月二十七日付主食持込販売禁止ヲ通達                  四月二十四日通達                  四月二十日左ノ通処理ス                  引継ノモノ七、五一八石                  無籍ノモノ六、一〇二石                  計 一三、六二〇石</p>
<p>○消費者保有米ノ供出並配給                  ○農家保有米ノ供出並配給</p>	<p>四月二十七日七市町内                  会自治懇談会ニ於テ申合セ決議ス</p>
<p>六月分更ニ縮減スベク計画                  中                  横浜市内支那料理店ニ付テハ目下取締計画中</p>	<p>六月分更ニ縮減スベク計画                  中                  横浜市内支那料理店ニ付テハ目下取締計画中</p>

<p>7 辭退勸奨 転入制限 (イ)七市へノ転入禁止 (ロ)県外ヨリノ転入抑制</p>	<p>農業会ニ要請中 五月七日附七市、地方事務所ニ通達</p>
<p>第三 關係機関ニ対スル措置 1 食糧行政ノ総合運営 (イ)主要食糧緊急対策連絡本部ノ設置 (ロ)農林省横浜食糧事務所ノ県庁舎内移転</p>	<p>四月十六日設置 四月三十日実現</p>
<p>2 食糧営団ノ活動促進 (イ)運営委員会ノ活用 (ロ)配給改善委員会ノ急速整備 (ハ)配給所員ノ親切化運動ノ展開</p>	<p>入荷量、配給予定日、配給量、遅延日数等店頭揭示ヲ実行中</p>
<p>第四 一般消費者ニ対スル措置 1 食糧事情ノ常時公表報道</p>	<p>常時新聞社ニ連絡公表ス</p>
<p>2 官民協議会ノ設置 第五 非常事態ニ対スル措置 1 非常用食糧ノ確保 2 緊急輸送計画ノ策定</p>	<p>準備中 一時確保セルモ事態ノ急迫ニ伴ヒ放出ス</p>

(牧野村役場「主要食糧ニ関スル綴」昭和二十一年)藤野町役場蔵

## 二五 神奈川県市町村長懇談会の食糧対策決議

### 決議

吾国の食糧事情は今や未曾有の深刻さを以て食糧危機に発展しつつあり殊に消費県たる本県は処により既に遅配、欠配十数日に達し今後の見通も寔に暗澹たるものあり全く飢餓の危機に直面し一般民衆の不安動揺は日増しに増大しつつあるを以て我等はこれが対策の一環として飢餓突破県民運動を展開し県民一致の共愛共助の精神により左記各項の実現を期し且本県の窮状を政府当局に陳情し之れが対策善処方を要望するものとす 右決議す

昭和二十一年五月二十一日

神奈川県市町村長懇談会

- 一 救援食糧の積極的供出運動
- 二 隣保共助の運動
- 三 野草、海藻類の採集運動
- 四 焦土、空閑地急速活用増産運動
- 五 魚類、青果物の積極的供出運動
- 六 人口の転入抑制と再疎開の勸奨運動
- 七 備蓄食糧の積極的供出運動
- 八 隠匿食糧の摘発協力運動



九 麦、馬鈴薯の早期供出運動

十 幽霊人口の摘発協力運動

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年) 箱根町役場蔵)

## 二六 食糧危機突破対策の件通達

昭和二十一年七月十七日

高座鎌倉地方事務所長(印)

各市町村  
各国民学校  
青年学校  
校長殿

食糧危機突破対策について

食糧危機の現状に対処してこの度政府において食糧危機突破対策を決定したが学校については其の筋からの通牒もあつたので次の事項を参照して適当な措置を講ぜられたい

記

一 大消費都市にある国民学校青年学校中等学校の児童生徒で受入可能地方に縁故のある者に対してはこの際積極的に地方の同種学校へ転校する様勧奨しこれら児童生徒が復帰しうる時期には原校に優先復帰できるやうに取扱ふこと

二 この際大消費都市より転校の申込を受けた学校では定員又は規定に拘らず即時転校を認める様措置しその手続は校長の転校依頼

状でます事

三 第一項の学校の残留児童生徒に対する授業は次の様に実施する事

1 五月三十一日附二二高学収第三四号教育の食糧危機非常措置に関する件通牒適用

2 授業短縮による学力低下を防ぐ為毎日簡単な宿題を課すとか其の他校外指導を行ふとか適当な教育的措置を講ずる

3 食糧事情の為保護者より欠席の申出があつた場合にはこれを許可し宿題を与へる等自宅で学習が出来るやうな措置を講ずる但しこの場合の欠席は及落の条件に加へない

備考 本通牒の大消費都市とは横浜、横須賀、川崎の三市とす  
参考 文部省にては本県三市に加ふるに東京都三十五区及立川

京都、布施、尼崎、西宮、神戸、広島、呉、福岡の各都市  
並に山梨県、青森県、北海道とす

(大野青年学校「往復文書綴」(昭和四十二年) 相模原市立図書館蔵)

## 二七 昭和二十二年米穀甘藷の買入対策要綱

昭和二十二年米穀年度に於ける米穀・甘藷の買入対策要綱

神奈川県

方針

## 第1章 政治改革

昭和二十二米穀年度に於ける米穀及甘藷の買入については食糧の需給事情と農村の実情とに鑑み生産者の生産増強に必要な食糧は之を総合的に保証すると共に其の生産意欲の昂揚を図り以て買入割当数量の確保を期する

### 要領

- (1) 昭和二十二米穀年度の買入割当は本年産米穀、甘藷等及び明年度麦類馬鈴薯を通じ其の中より飯用（味噌醬油用を含む）及び種子用等の固有用途向として必要な一定量を農家に確保することを本則として之を行ふ
- (2) 農家飯用保有量は耕作農家人口一人当り別紙(一)の如き年齢別の保有量を定めその品目別の割合は従来の消費実績の比率を参照して決定する（別紙(二)参照）
- (3) 米穀及び甘藷の買入割当に当つては原則としてその生産見込量より(2)により算定した飯用保有量と種子用等の固有用途向数量との合計を差引いた数量につき割当を行ふものとする
- (4) 前項の生産見込量は耕作面積及び耕地の生産力を基準とし施肥量氣象状況其の他の条件を参酌して之を算定す
- (4) 自己生産量を以て保有量を充たし得ない農家（一部保有農家に對しては買入割当を行はず不足分は一般消費者の基準に依つて配給を行ふ）
- (5) 市町村への買入割当は(3)により当該市町村の米穀及甘藷の生産見込量から(2)に依つて算定した農家飯用保有量と種子用等の固有用途向数量との合計を差引いた數量を割当てるものとする
- (6) 本年度麦類及馬鈴薯の割当について行つた県割当を市町村調整用割当との区分は之を撤廃する
- (6) 割当數量は米穀及び甘藷等の各品目毎に定めるが一定の限度に於て相互の代替は之を認める（別紙(三)参照）
- (7) 市町村長は県から割当てられた數量に基き市区町村食糧調整委員會の議を経て(3)に依り各農家の生産見込量及保有量に應じ食糧増産班（部落）を通じて各農家に対し必ず文書を以て割当を行ひ（別紙(四)参照）口頭割当、反別割当等を絶対に為さざるものとする
- (8) 市町村長は十月二十日迄に食糧増産班（部落）に割当を行ひ地方事務所長に報告するものとする
- (8) 食糧増産班長（部落）は十月二十一日迄に各農家に割当を行ひ市町村長に報告するものとする
- (9) 割当數量は總べて之を公表する
- (9) 市町村長は農業会長の協力の下に食糧管理台帳を作成して各農家別にその耕作する田畑の各筆毎の面積及び食糧の平均収量実収高、家族構成員數、家畜頭數、種子用所要量及び年間保有量（一

部保有農家については保有量及び要配給予定期(等)等を記載し食糧の需給事情を明確ならしめるものとする

(10) 食糧検査所は実収高の調査に当り市区町村食糧委員会等耕作者の代表を参加せしめ各耕作者を納得せしめ得るやうな方法をとるほか合同調査を行ひ各地方相互の均衡を得るに努めると共に気象並びに成育状況に関する科学的資料をも汎く蒐集して調査の正確を期する

(11) 食糧増産班(部落)に割当られた数量の買入が完了した場合に於て実収高の増加、その他により割当てられた数量を超えて米穀を売渡し農家に対し政府はその超過売渡分を特別の価格を以て買入れるものとす

(12) 実収の結果が市町村を通じ当初の生産見込量に比し減少した場合(市町村又は市町村食糧調整委員会の議を経て村内農家の消費計画を再検討し減収の実情に応じて屑米等の利用其の他必要な措置を講じ割当数量の確保を図るものとする)

(別紙) (一) 農家保有基準量

年 齢 別	一 日 当	年 間
一才~七才	二合	七斗三升
八才~一五才	三合五勺	一石二斗七升七合

十六才以上	四合六勺	一石六斗七升□
平均	四合	一石四斗六升

備考

- 一 玄米換算石とす
  - 二 保有量は米麦諸類、雑穀の総合保有とす
  - 三 総合保有率は過去消費実績等に依り之を定む
  - 四 一日平均主食量は三合六勺、四勺は加工用其の他とす
- (別紙) (二) 農家年間保有率

都市名	種 別			摘 要
	米 穀	甘 藷	麦、馬鈴薯	
横 浜 市	七〇%	一〇%	二〇%	
横 須 賀 市	七〇	一〇	二〇	
川 崎 市	七〇	一〇	二〇	
三 浦 郡	六五	一五	二〇	
高 座 鎌 倉 郡	七〇	一一	一九	鎌倉市藤沢市ヲ含ム
中 郡	七〇	一〇	二〇	平塚市ヲ含ム
足 柄 上 郡	七四	八	一八	
足 柄 下 郡	七六	八	一六	小田原市ヲ含ム

第1章 政治改革

二 米穀を以て総合保有率に基く保有量を保有□□□さる甘諸作農

- (一) 米穀甘諸及雑穀の代替買入限度
- (二) 生甘諸及切手甘諸の米穀代替買入は買入割当量の5%を超え  
ることを得ない
- (三) 雑穀の買入品目は粟、蕎麦、大豆、落花生とし代替買入の限  
度を設けない
- (四) 代替買入食糧の米穀換算率は別途通知する

(別紙) (三)

大豆	五升	米	一升
蕎麦	四升	玉蜀黍	二升
粟	五合	黍	一升
甘諸	二四貫	蜀黍	一升
陸稻	〃	落花生	一斗
水稲	玄米二升五合	小豆	三升
品目	反当種子量	品目	反当種子量

愛甲郡	七〇	一〇	二〇
津久井郡	五八	一二	三〇
計	七〇	一〇	二〇

昭和 年 月 日	甘諸	穀			雑	品目	数	量	搬入	期日
		落花生	大豆	蕎麦	粟					
〇〇	村	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				

- (一) 家(米作に関係なき甘諸作農家)に対する措置  
右の如き農家に対しては総合保有率に依る甘諸の保有量以上  
に従来程度迄の甘諸保有を認め爾余のものは供出せしめ其の結  
果所定の保有量に不足する場合は其の不足分は配給に依り補ふ  
ものとする
  - (二) 之が詳細の措置は別途通牒する
- (別紙) (四)  
通知案
- 本年度産米穀及甘諸左記の通り買入割当しましたから検査を受けて  
期日迄に〇〇倉庫へ搬入して下さい
- 記

殿

〇〇 村農業会長  
〇〇 増産班長

(牧野村役場「主要食糧に関する綴」(昭和二十一年)藤野町役場蔵)

## 二六 神奈川県食糧緊急対策

神奈川県食糧緊急対策(昭和二二・八・二二)午前中

逼迫した食糧事情に対処して曩に政府は食糧緊急対策を発表したが二十一年産米の供出は遂にその全国的完遂を見るに至らず本年産米馬鈴薯亦必ずしも良好でなく食糧の輸入も決して樂觀を許さないこと等の為七・十の間に於ける主要食糧は凡ゆる供給の手段を講じても全需要に対し一六・一%の規正率即ち六月の運配を其儘据置きしと尚且二十日、各月平均五日の欠配を如何とも為し得ない情勢であつて其の計画も予測した条件の順調な進展を前提としてのみ可能であり今後の食糧需給は寔に容易ならぬ覚悟を必要とする事情の下にある

この事態に鑑み県は政府の施策に即応し且つこれを補充する意味に於て今般次の様な諸対策を総合して速かに且つ確実に実施することとする

県は県内生産地と消費都市との強靱なる協力の下に県民の自主的な

努力を期待し大消費県として自己の当然為すべき処を實踐し各種の対策をあわせ講じて県民及び勤労者の食糧をできるだけ実質的に確保し分配の公正化を格段に徹底して県民が窮乏に堪へて且つ希望ある将来の発表へ前進するための生産活動に支障ないようならゆる努力をつくすものとす

第一 麦及馬鈴薯の供出期限は曩に消費県としての建前より八月三

十一日迄としたがこれが確実なる完遂の為特段の努力を傾注する  
一 肥料のリンク配給の方法を供出の促進とその完遂とに役立つ様に改善する

これが為原則として供出期日迄に責任供出量の九〇%の供出をした場合に肥料の一般基準配給量(麦一反硫安約四貫馬鈴薯一反硫安約三貫)の配給をすることとする

一方供出を完遂した者に対しては供出数量に応じ特に厚く配給量を増加する

即ち供出期日迄に九〇%を超えて供出した者に対しては越えた数量につき麦一反硫安四貫、馬鈴薯一〇〇貫硫安四貫の特配を行ふ

高供出期日迄に責任供出量の供出を完遂した者に対しては右の時に供出総量につき麦一反硫安五〇〇匁、馬鈴薯一〇〇貫硫安